

函館市軽費老人ホーム利用料等取扱基準

函館市内に所在する老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームの利用料等に関する事項について、次のとおり定める。

1 基本利用料

軽費老人ホームにおける入所者の基本利用料は次のとおりとする。

- (1) 入所者1人1か月当たりの基本利用料として、「サービスの提供に要する費用（月額）」、「生活費」、「居住に要する費用」の合算額以下の額。
- (2) 軽費老人ホームに置くべき介護職員の処遇改善のため入所者が負担すべきサービスの提供に要する費用（年額）として下表に定める額。

一般入所者数	年額
30人以下	180,000円
30人を超えて80人以下	360,000円

2 サービスの提供に要する費用（月額）

- (1) サービスの提供に要する基本額（月額）は、入所者が負担すべき額として市長が定める額とする。（別表1）
- (2) サービスの提供に要する費用（月額）は、別表1のサービスの提供に要する基本額（月額）に各種加算額等を加えた額とする。

なお、サービスの提供に要する費用に係る本人からの徴収額（月額）は、別表2のとおりとする。

(3) 各種加算額等

以下の各種加算額等については、それぞれの要件に該当する場合、上記のサービスの提供に要する基本額（月額）に合算する。

ア 寒冷地加算

寒冷地加算は、660円（月額）とする。

イ 事務用冬期採暖費

事務用冬期採暖費は、180円（月額）とする。

ウ 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費は、「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」（昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合に算定するものとし、「サービスの提供に要する基本額（月額）」、「寒冷地加算」、「事務用冬期採暖費」の合算額に、同通知に定めるところにより決定された加算率を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

3 生活費（月額）

生活費（食材料費および共用部分の光熱水費に限る。）は、市長が定める額を上限とする。

1人当たりの額	冬期加算額 (11月から3月まで)
46,940円	9,220円

4 居住に要する費用（月額）

(1) 居住に要する費用の設定および支払い方式

① 居住に要する費用については、次に定めるところによる一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、入所者本人の意向に十分に配慮しつつ、原則として分割支払い方式をとるよう努めるものとする。

ア 一括支払い方式

一括支払い方式とは、施設の建設年次の施設整備費（土地取得費を除く。）から、国庫補助額、都道府県補助額、民間施設給与等改善費の管理費加算等のうち借入金返還予定額、都道府県等の借入金返還助成額等公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員または入所者数に応じて配分した額（以下「居住費基礎額」という。）を基礎とし、一括納入する方式である。

なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定に基づき選定され、施設の貸与を受けて運営している場合には、前述の「建設年次の施設整備費」とあるのを「施設および施設用地の賃借料総額を現在価値で換算した額」と読み替えるものとする。

イ 分割支払い方式

分割支払い方式とは、居住費基礎額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

ウ 併用支払い方式

併用支払い方式とは、居住費基礎額のうち、一定額を一括納入させるとともに、残余の額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

- ② この居住に要する経費の設定は、上限を示したものである。
- ③ 当初からの入所者との均衡および施設の老朽化に伴う修繕費、改築等に要する費用が必要となること等に鑑み、軽費老人ホームが開所し、一定期間経過した後入所する者についても、居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えないこと。
- ④ 利用者が一定の期間（20年を標準とする。）未満の期間以内に退所した場合においては、一括支払い方式で支払われた居住に要する費用または、併用支払い方式による一括納入金を一定の期間（20年を標準とする。）から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退所時に利用者に返還すること。

なお、軽費老人ホーム単独経営の社会福祉法人など財政基盤が十分でないと判断される場合であって、かつ、着工時において相当数の入所者が確保されていない場合については、十分な入所者を確保し、安定的な経営が見込まれるまでの間について、入居金の返還債務について銀行保証等が付されていること。

(2) 居住に要する費用の減額

居住に要する費用は、入所者の所得の低い場合や夫婦で利用する場合等入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないものであること。

別表1

サービスの提供に要する基本額（月額）

1 単独・併設設置

単 独 設 置			併 設 設 置		
入所者数	①	②	入所者数	③	④
人	円	円	人	円	円
—	—	—	10—14	136,700	93,600
—	—	—	15—19	91,600	62,800
20	132,300	110,700	20—29	86,600	65,200
21—30	88,600	74,200	30	62,900	48,500
31—40	77,500	66,800	31—40	58,200	47,500
41—50	69,000	60,400	41—50	46,800	38,200
51—60	58,300	51,100	51—60	39,200	32,000
61—70	55,200	49,000	61—70	33,800	27,600
71—80	48,400	43,000	71—80	29,700	24,400
81—90	47,900	43,100	81—90	31,400	26,500
91—100	43,100	39,000	91—100	28,300	24,100
101—110	41,400	37,700	101—110	27,400	23,500

111-120	38,200	34,600	111-120	25,200	21,600
121-130	38,700	35,400	121-130	26,800	23,500
131-140	36,100	33,000	131-140	25,100	22,000
141-150	34,700	31,800	141-150	24,400	21,400

(注) ②および④は、介護職員1名を配置しない場合に適用する。

2 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、サービスの提供に要する基本額（月額）について、以下のとおりとなるので留意すること。

区 分	サービスの提供に要する基本額（月額）	備 考
特定施設入居者生活介護の利用者	⑤, ⑥, ⑦, ⑧のいずれか	⑥+⑩, ⑧+⑩の組み合わせについては、一般入所者が30人以下の場合を除く。
上記以外の一般入所者	上記に⑨または⑩を加えた額	

(1) 共通職員

共 通 職 員					
単 独 設 置			併 設 設 置		
入所者数	⑤	⑥	入所者数	⑦	⑧
人	円	円	人	円	円
—	—	—	10-14	71,500	26,300
—	—	—	15-19	48,100	18,000
20	99,700	77,000	20-29	54,000	31,400
21-30	66,900	51,700	30	41,100	26,100
31-40	50,500	39,100	31-40	31,100	19,800
41-50	47,200	38,200	41-50	25,200	16,100
51-60	40,200	32,800	51-60	21,200	13,600
61-70	39,600	33,200	61-70	18,400	11,800
71-80	34,900	29,100	71-80	16,200	10,500
81-90	31,000	26,000	81-90	14,500	9,500
91-100	28,000	23,500	91-100	13,200	8,600
101-110	27,700	23,600	101-110	13,700	13,700
111-120	25,500	21,800	111-120	12,700	12,700
121-130	27,100	23,600	121-130	15,200	11,700

131-140	25,300	22,100	131-140	14,200	11,000
141-150	24,600	21,500	141-150	14,300	11,200

(注) ⑥および⑧は、生活相談員1名を配置しない場合に適用する。

(2) 一般入所者に対する介護職員

一般入所者に対する介護職員 (単独・併設共通)		
一般入所者数	⑨	⑩
人	円	円
20	33,100	11,800
21-30	21,500	7,300
31-40	26,900	16,100
41-50	21,400	12,900
51-60	17,900	10,600
61-70	15,300	9,100
71-80	13,400	8,000
81-90	16,600	12,000
91-100	15,000	10,600
101-110	13,600	9,600
111-120	12,500	8,800
121-130	11,500	8,100
131-140	10,600	7,600
141-150	9,900	7,000

(注) ⑩は、一般入所者に対する介護職員1名を配置しない場合に適用する。

別表2

本人からの徴収額 (月額)

対象収入による階層区分		費用徴収額 (月額)
1	1,500,000 円以下	10,100 円
2	1,500,001 円 ~ 1,600,000 円	13,300
3	1,600,001 円 ~ 1,700,000 円	16,300
4	1,700,001 円 ~ 1,800,000 円	19,400
5	1,800,001 円 ~ 1,900,000 円	22,500
6	1,900,001 円 ~ 2,000,000 円	25,600
7	2,000,001 円 ~ 2,100,000 円	30,700

8	2,100,001円～2,200,000円	35,900
9	2,200,001円～2,300,000円	40,900
10	2,300,001円～2,400,000円	46,100
11	2,400,001円～2,500,000円	51,200
12	2,500,001円～2,600,000円	58,400
13	2,600,001円～2,700,000円	65,600
14	2,700,001円～2,800,000円	72,800
15	2,800,001円～2,900,000円	80,000
16	2,900,001円～3,000,000円	87,200
17	3,000,001円～3,100,000円	94,300
18	3,100,001円以上	全 額

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税，社会保険料，医療費，当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 対象収入および必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0124004号）の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成18年1月24日老計発第0124001号）の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取扱い，(3)「収入として認定するものの取扱い」，(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注3) 本人からの徴収額（月額）は，上表により求めた額とする。

ただし，その額が当該施設におけるサービスの提供に要する基本額（月額）を超えるときは，当該施設のサービスの提供に要する基本額（月額）を本人からの徴収額（月額）とする。

(注4) 夫婦で入居する場合については，夫婦の収入および必要経費を合算し，合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし，その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については，上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合，100円未満の端数は切り捨てとする。

(注5) 利用料の負担が困難な状況である者については，必要に応じて生活保護担当部局と連携し，生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

附 則

この基準は，平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和6年2月1日から適用する。